

平成30年度 水質検査計画 (検査回数)

番号	項 目 名	水質基準値 m g / l	毎月検査	基準項目	設定理由
1	一般細菌	100以下	8	4	安全確認のため、基本の検査頻度で実施する
2	大腸菌	不検出	8	4	
3	カドミウム及びその化合物	0.003		1	①過去の検査結果が基準値の1/2以下である ②水源の状況の汚染の可能性は少ない。 ①②により検査項目は省略するが、安全性の確認のため、年1回検査を行う。
4	水銀及びその化合物	0.0005		1	
5	セレン及びその化合物	0.01		1	
6	鉛及びその化合物	0.01		1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01		1	
8	六価クロム及びその化合物	0.05		1	
9	亜硝酸態窒素	0.04		4	安全確認のため、基本の検査頻度で実施する
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10		4	①過去の検査結果が基準値の1/2以下である ②水源の状況の汚染の可能性は少ない。 ①②により検査項目は省略するが、安全性の確認のため、年1回検査を行う。
12	フッ素及びその化合物	0.8		1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0		1	
14	四塩化炭素	0.002		1	
15	1,4-ジオキサン	0.05		1	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04		1	①過去の検査結果が基準値の1/2以下である ②水源の状況の汚染の可能性は少ない。 ①②により検査項目は省略するが、安全性の確認のため、年1回検査を行う。
17	ジクロロメタン	0.02		1	
18	テトラクロロエチレン	0.01		1	
19	トリクロロエチレン	0.01		1	
20	ベンゼン	0.01		1	消毒副生成物のため、浄水の検査においては基本の検査頻度で実施する。
21	塩素酸	0.6		4	
22	クロロ酢酸	0.02		4	
23	クロロホルム	0.06		4	
24	ジクロロ酢酸	0.03		4	
25	ジプロモクロロメタン	0.1		4	
26	臭素酸	0.01		4	
27	総トリハロメタン	0.1		4	
28	トリクロロ酢酸	0.03		4	
29	プロモジクロロメタン	0.03		4	
30	プロモホルム	0.09		4	
31	ホルムアルデヒド	0.08		4	
32	亜鉛及びその化合物	1.0		1	※1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	8	4	薬品の使用状況より安全確認のため、毎月検査する
34	鉄及びその化合物	0.3		1	※1
35	銅及びその化合物	1.0		1	
36	ナトリウム及びその化合物	200		1	
37	マンガン及びその化合物	0.05		1	安全確認のため、基本の検査頻度で実施する
38	塩化物イオン	200	8	4	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300		1	※1
40	蒸発残留物	500		1	
41	陰イオン界面活性剤	0.2		1	
42	ジェオスミン	0.00001		1	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001		1	
44	非イオン界面活性剤	0.02		1	
45	フェノール類	0.005		1	安全確認のため、基本の検査頻度で実施する
46	TOC（有機物）	3	8	4	
47	PH値	5.8～8.6	8	4	
48	味	異常なし	8	4	
49	臭気	異常なし	8	4	
50	色度	5度以下	8	4	
51	濁度	2度以下	8	4	安全確認及び性状確認のため、毎日検査する
	残留塩素	0.1以上	365		
	色	異常なし	365		
	濁り	異常なし	365		